

ENEOS リニューアル・エネルギー株式会社
「(仮称) 今金せたな風力発電事業 環境影響評価準備書」
- 答申文 (案) たたき台 -

本事業は、瀬棚郡今金町及び久遠郡せたな町の約 1,783.3ha の対象事業実施区域に、出力最大 79,800kW (単機出力 4,200kW、全高 172m、ローター直径 136m の風力発電機 19 基) の風力発電所を設置する計画である。

対象事業実施区域及びその周辺には、保安林や保護林といった重要な自然環境のまとまりの場が存在しており、ハチクマやオオタカなどの希少猛禽類の営巣が複数箇所を確認されるなど、重要な鳥類の繁殖等への著しい影響が懸念される。また、同区域には、重要な植物種であるカキランやキタササガヤが確認されており、改変区域と重複することから、こうした重要な植物種への影響が懸念される。さらに、同区域周辺には住宅等が点在しており、本事業の実施により風車の影等による生活環境への影響も懸念される。

以上を踏まえ、本事業による環境影響を確実に回避又は低減するため、事業者は次に示す事項について真摯に対応すること。

1 総括的事項

(1) 準備書における環境影響評価の妥当性について

本準備書において事業者は、環境影響評価項目のほぼ全般にわたり、環境影響は実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価している。

しかしながら、2 の個別的事項で示すとおり、予測及び評価の科学的根拠が示されていない項目があり、環境保全措置の検討が十分とはいえず、環境影響を回避又は低減できるとする評価の妥当性が確認できないため、事業の実施により重大な環境影響が生じるおそれがある。

このため、地域の状況に精通した複数の専門家等からの科学的知見の聴取を含め、科学的根拠を示した上で改めて予測及び評価を行い、適切な環境保全措置を検討すること。その結果、重大な環境影響を回避又は十分低減できない場合若しくは回避又は低減できることを裏付ける科学的根拠を示すことができない場合は、風車の配置の変更や事業規模の縮小など事業計画の見直しを行い、確実に環境影響を回避又は低減すること。なお、環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避又は低減のための措置を最優先とし代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

(2) 評価書の作成に当たっての留意事項について

評価書の作成に当たっては、予測及び評価の根拠並びに環境保全措置の検討経過を遺漏なく具体的に記載するとともに、誤記等を排除し正確かつ一般に分かりやすい図書となるよう努めること。

(3) 地域住民等との相互理解の促進について

今後の事業実施に当たっては、関係町、関係機関、住民等への情報提供や丁寧な説明に努めること。

(4) 関係町との協議

今金町では「今金町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」を制定していることから、同条例を遵守し、同町と十分に協議を行うこと。

43 (5) 準備書の公開について

44 本準備書については、縦覧期間終了後も事業者のウェブサイトで閲覧が可能とされているが、住
45 民等との相互理解の促進などの観点から、今後は印刷やダウンロードを可能にすることなど、さら
46 なる利便性の向上に努めること。

47

48 2 個別的事項

49 (1) 騒音

50 工所用資材等の搬出入に伴う道路交通騒音について、主要な走行ルートにおいて、騒音が1～7
51 dB 増加し、類型指定はされていないもののA地域の環境基準値を最大で4 dB 上回ると予測されて
52 いる。このため、工事関係車両台数の平準化などの環境保全措置を十分に検討し、影響を回避又は
53 十分低減すること。

54

55 (2) 風車の影

56 対象事業実施区域周辺の住宅2戸において、海外のガイドラインの指針値である年間30時間を
57 超える時間で風車の影による影響が及ぶと予測されているほか、実際の気象条件を考慮した場合は、
58 1戸において、同ガイドラインの指針値である年間8時間を超える時間で影響が及ぶと予測されて
59 いる。

60 このため、同ガイドラインの指針値を踏まえ、確実に影響が回避又は十分低減されるよう、風車
61 の配置の見直しや稼働制限などの適切な環境保全措置を講ずること。

62

63 (3) 動物

64 ア 対象事業実施区域及びその周辺で多数の重要なコウモリ類が確認されているが、ブレード等へ
65 の接近・接触に係る影響について、カットイン風速以下ではブレードはほとんど回転しないこと
66 などから、ブレード等への接近・接触に係る影響を低減できると予測している。しかし、コウモ
67 リ目A(10～30kHz)全体の4～5割程度への影響予測のみであり、カットイン風速以上で確認さ
68 れたコウモリに対しての予測がされていないことや、BM5及びBM7の高度50mにおいては、カッ
69 トイン風速以上でも一定程度コウモリ類の活動が確認されていることから、予測の不確実性の程
70 度は極めて大きいと考えられる。このため、改めて適切な手法で予測及び評価を実施するととも
71 に、コウモリ類への影響の確実な回避又は低減を最優先として改めて環境保全措置を検討するこ
72 と。

73 イ バードストライクに係る年間衝突数の推定結果について、ハチクマでは0.1047回/年、オオタ
74 カでは0.1030回/年などと高い値が示されたものの、風車周辺には飛翔可能な空間が確保されて
75 いることを理由に、ブレード等に接触する可能性は低いと予測している。しかし、この理由は十
76 分な科学的根拠に基づくものではなく、かつ、定量的な分析が行われていないため、影響が軽微
77 とする予測は不適切であり、これら鳥類への重大な影響が懸念される。

78 このため、合計の年間衝突数をできる限り小さくするように風車の基数の削減や配置の見直し
79 を行うとともに、措置を講じてもおおきな影響が生じるおそれがある場合は、稼働制限を含む
80 追加的な環境保全措置を講ずること。

81 ウ 工事の実施に伴う騒音による影響については、対象事業実施区域及びその周辺に生息している
82 個体の逃避等の影響が考えられるが、工事に伴う騒音は一時的なものであり、影響は小さいもの
83 と予測されている。

84 しかし、同区域及びその周辺では、ハチクマやオオタカなどの営巣が確認されており、特にハ
85 チクマにおいては、繁殖期における妨害すべきでない範囲と、オオタカにおいては営巣中心域や

86 高利用域と同区域及びその周辺が重複していることから、営巣放棄などの著しい影響が懸念され
87 る。このため、繁殖への影響を十分に低減するよう、工事の一時停止などを含め、環境保全措置
88 を確実に実施すること。

89 エ バードストライク及びバットストライクに関する事後調査における死骸調査は、専門家等か
90 らの意見や国が示す技術情報等を踏まえ、適切な実態把握のための十分な頻度及び手法で実施
91 するとともに、その評価を行うに当たっては、死骸の見落としや他の動物による持ち去り、植
92 物や積雪の影響などによる過小評価を回避するため、公表されている衝突率推定モデルを用い
93 て発見死骸数を補正するなど、科学的に検証可能な方法で妥当性を確保すること。

94 その上で、バードストライク及びバットストライクが確認された場合は、専門家等の意見を
95 踏まえて、衝突リスクの高い時期や時間帯に風車の稼働制限を行うことや、カットイン風速を
96 上げることなど、実効性の高い環境保全措置を講ずるとともに、評価書における評価が適切で
97 あったかを検証するため、改めて予測及び評価を実施すること。

98 また、それらの経緯及び対応、同様の事態が発生した際の対応方針などを、事後調査報告書
99 に記載すること。

100 オ 工事前や稼働後の生息状況の確認に当たっては、専門家等の意見を得ながら適切な期間の事
101 後調査を行い、その結果に応じ、影響を回避又は十分低減できるよう実効性の高い環境保全措
102 置を講ずること。

103

104 (4) 植物

105 ア 若松トドマツ希少個体群保護林について、隣接して設置する WT10 沈砂池では、同保護林方向
106 に排水を行う計画となっており、その排水は同保護林に到達せず対象事業実施区域内ですべて土
107 壌浸透すると予測されている。しかし、土地の改変による環境の変化や近年増加している局所集
108 中的な降雨等により、排水が同保護林へ流入し重大な影響が生じることが懸念される。

109 このため、WT10 のヤード及び排水施設の配置の見直しなどの環境保全措置の確実な実施によ
110 り、影響を回避又は十分低減すること。

111 また、事業実施に伴う同保護林内部への光環境等の変化による林縁効果の影響は小さいものと
112 予測されているが、風車の設置に伴う周囲の樹林への影響については、十分な知見はなく、不確
113 実性が高いことから、専門家等から助言を得ながら定期的な確認を行った上で、必要に応じて追
114 加の環境保全措置を講ずること。

115 イ 改変区域内で生育が確認されている重要な植物種であるカキラン及びキタササガヤについて、
116 影響の低減のために代償措置として移植を実施することとしているが、その生育地を改変区域か
117 ら除外することによる影響の回避を最優先に環境保全措置を検討すること。やむを得ず改変を伴
118 う場合は、専門家等の意見を踏まえて、代償措置を講ずること。なお、代償措置として移植を行
119 う場合は効果の不確実性が大きいことから、種に応じた適切な期間、定着状況の確認等の事後調
120 査を実施すること。

121 ウ 対象事業実施区域では、外来植物であるオオハンゴンソウやイワミツバ等が確認されているた
122 め、造成により生じた裸地の適切な緑化や、工事用車両入出場時の散水、タイヤ洗浄など分布域
123 の拡大防止措置の確実な実施に努めるとともに、事後調査時に同区域内で本種の分布域の拡大が
124 確認された場合は、侵入状況に応じて調査範囲を広げることなどにより生息状況を把握した上で、
125 抜き取り等のさらなる拡大防止措置の実施を検討すること。

126

127 (5) 人と自然との触れ合いの活動の場

128 対象事業実施区域周辺に位置する浮島公園及び真駒内川さけ観察広場については、工事用資
129 材等の搬出入に伴う影響について、周辺道路の交通量を勘案し、可能な限り交通集中を避ける
130 よう調整する等、環境保全措置を講じることから利用及びアクセスは阻害されないと予測して
131 いるが、工事期間中の同所の開設期間は無休であることから、その利用性、快適性等への影響
132 が懸念される。このため、こうした影響についても調査した上で、改めて適切に予測及び評価
133 を実施すること。

134

135 (6) 廃棄物等

136 残土について、対象事業実施区域内に4箇所設置する土捨場で処理することとしているが、
137 土捨場2は若松トドマツ希少個体群保護林に隣接していることから、造成計画を見直し、残土
138 の発生抑制に努めるなど、環境保全に十分に配慮した計画とすること。